

町内で事業を営んでいる方へ

黒潮町コロナウイルス感染症経済支援給付金について



黒潮町では、新型コロナウイルスによる影響を受け、事業収入が減少した事業者に対して、「黒潮町コロナウイルス感染症経済支援給付金」の給付を行います。

町内で事業を営んでいる方で、下記に該当する場合は黒潮町商工会まで一度お問い合わせください。

～黒潮町コロナウイルス感染症経済支援給付金の概要～

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年分の年間総売上が令和元年分の年間総売上に対し減少した事業者に給付金を支給します。

事業の対象者

次の①と②を満たす事業者(個人・法人事業者は問わない)

- ① 町内に住所を有する事業者のうち、**農林水産業等一次産業・建設業・建築業及び公的要素が高い事業者を除く**事業者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年分の年間総売上(国・県・町を問わず支援金等の給付を受けた場合は、それら全てを加算した額)が令和元年分の年間総売上に対し減少し、それに伴い年間所得も減少している事業者

給付額

年間売上減少額の20%

- ・ 支給額上限・・・法人:200万円、個人事業主:100万円
- ・ 支給下限額・・・10万円

※減少額が20%を満たさず、かつ収入の差額が50万円未満の場合は対象となりません。

給付の算定方式

(「令和元年分事業総収入」-「令和2年分事業総収入」+「国・県・町の支援金等の総額」)×20%

※前算定式により算出した額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

申請受付期間

令和3年4月16日(金)～令和3年7月30日(金)



申請受付窓口

黒潮町商工会本所:黒潮町入野1936-1

【問い合わせ先】 ◎黒潮町商工会本所 ☎0880-43-1203
佐賀支所 ☎0880-55-2286
◎黒潮町役場
海洋森林課商工係 ☎0880-55-3115